

# 7/11 投・開票



## 参議院議員通常選挙が行われます



任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7月11日(日)に執行されます。わたしたちの意志を国政に反映させたいぜひな機会です。貴重な一票をたいせつに、みんなそろって投票しましょう。

### 選挙日程

#### 投票日

7月11日(日)

午前7時～午後8時

#### 開票

7月11日(日)

午後9時から

役場1階 大会議室

#### 投票できるかた

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

#### 年齢要件

昭和59年7月12日までに生まれたかた

#### 住所要件

平成16年3月23日までに、住民票が作成され、または白岡町に転入の届出をし、引き続き白岡町の住民基本台帳に登録されているかた

平成16年3月24日以後に白岡町に転入されたかたは、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市町村で投票することができます。

### 期日前投票について

投票日に仕事や旅行などの予定がある場合など、一定の事由に該当すれば左記の期間に投票することができます。

6月25日(金)～7月10日(土)

午前8時30分～午後8時

役場1階 会議室102・103

#### 持参するもの

#### 投票所入場券

#### 期日前投票とは

公職選挙法の一部が改正され、従来「不在者投票」を改め、新たに「期日前投票制度」が創設されました。

この制度により、これまでの不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要になり、投票日前でも、直接投票箱に投票できるようになりました。

期日前投票を行うときには未だ19歳であり、投票日当日(7月11日)に20歳になるかたは、期日前投票はできませんが、従来どおり不在者投票をすることができます。

## 投票所へは入場券を持って

投票所入場券は、世帯ごとに封筒で郵送します。入場券は、投票日までたいせつに保管し、入場券に記載されている投票所をこの紙面の略図で確認して、当日持参してください。もし、入場券が届かなかたり、紛失してしまっても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票日当日、投票所の係員に申し出て、入場券の再交付を受けてください。



## 手続きが簡素化され投票がスムーズになります

### 従来の不在者投票



記載場所にて投票用紙への記載



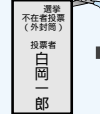
投票用紙を内封筒へ



外封筒へ入れ選挙人が署名



不在者投票管理者へ提出し、外封筒に立会人が署名



投票管理者が受理を決定したものを開封



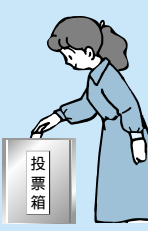
投票管理者が投票箱へ

開票所へ



期日前投票所にて投票用紙への記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



## 点字投票と代理投票

次のようなかたは、投票所の係員に申し出て下さい。

目の不自由なかた（点字投票）

各投票所に点字投票のための投票用紙と器具が用意してあります。

体が不自由なかたや文字が書けないかた

投票所の係員が選挙人に代わって投票用紙に候補者の氏名を記載します。投票の秘密は守られますので、安心してお申し出ください。

## からだの不自由なかたは郵便投票を

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちのかたで、一定の要件に該当するかたは、自宅などで投票できる郵便投票の制度があります。

この制度を利用するには「郵便投票証明書」が必要です。事前に選挙管理委員会に交付申請をしてください。

なお、要件や申請等の詳細については、町選挙管理委員会におたずねください。

また、証明書をお持ちのかたが投票される場合の投票用紙などの請求は、投票日の4日前（7月7日）までです。

対象者が拡大され、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかたも、郵便等による不在者投票ができるようになりました。

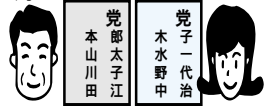
また、郵便等による不在者投票が行えるかたのうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が1級と記載されているかたなどは、あらかじめ町選挙管理委員会に届け出た代理記載人に、投票に関する記載をしてもらうことができる「代理記載制度」が創設されました。

## 比例代表選挙は非拘束名簿式 によって行われます

政党があらかじめ候補者の当選順位を決めておき、有権者は政党名を記載して投票する拘束名簿式に対して、政党が候補者の当選順位を決めず、有権者は候補者または政党名のいずれかを記載して投票する方式を非拘束名簿式といいます。これによって有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。この方式は平成13年7月の参議院議員通常選挙から導入され、今回の選挙で2回目となります。

## 参議院比例代表選挙『非拘束名簿式』のしくみ

### 1 公示

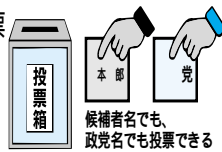


各政党が候補者名簿を届出（当選順位はなし）

### 政党は

名簿による立候補の届出一定の要件を満たす政党は、当選順位を付けないで候補者名簿を届け出ます。

### 2 投票

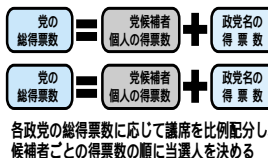


候補者名でも、政党名でも投票できる

### 有権者は

投票方法  
有権者は投票用紙に、名簿に記載された候補者名を記載して投票します。ただし、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができます。

### 3 開票



### 4 結果

党 400万票	党 300万票
目 山 太 120万票	目 野 代 90万票
目 田 江 100万票	目 水 一 70万票
目 本 部 80万票	目 木 子 50万票
目 川 子 60万票	目 中 治 30万票
政党名の投票 40万票	政党名の投票 60万票
3人当選	2人当選

### 当選人の決め方は...

1. 政党の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式（ドント方式）により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。
2. 各政党に配分された当選人の数の中で得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。

## 投票の種類と投票用紙の記入方法

参議院議員通常選挙では、次の2種類の投票が併せて行われます。

- (1) 各都道府県の区域を単位として行われる「参議院埼玉県選出議員選挙」

候補者個人の氏名を記入します。

- (2) 全都道府県の区域を通じて行われる「参議院比例代表選出議員選挙」

候補者の氏名または政党名のいずれかを記入します。

### 投票の順序

受付

投票用紙交付（埼玉県選出）

投票用紙記載（埼玉県選出）

投票（埼玉県選出）

投票用紙交付（比例代表選出）

投票用紙記載（比例代表選出）

投票（比例代表選出）

## ポスター掲示場が設置されています

ポスター掲示場が町内106箇所に設置されています。この掲示板を壊したり、汚したりすると罰せられます。

また、風などで倒れていたような場合は、お手数ですが選挙管理委員会へご連絡ください。

## 白岡町の投・開票速報はテレホンサービスの利用を

☎0180(99)4646

投票速報 投票日当日 午前9時ごろから（おおむね2時間おきに更新）

開票速報 投票日当日 午後10時ごろから

速報内容の更新を行う際、テレホンサービスが、一時つながらなくなる場合がありますので、ご了承ください。

また、携帯電話、PHS、自動車電話などからは、ご利用できない場合がありますので、ご了承ください。

## 選挙公報が発行されます

今回の選挙の候補者等の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報が発行されます。この選挙公報は、候補者の申請による掲載文を原文のまま掲載するもので、投票日の2、3日前までに新聞に折り込んで配布されます。折り込み新聞 朝日、埼玉、産経、東京、日本経済、毎日、読売

また、新聞を購読していない場合は、次の補完場所にも置いてありますのでお持ちください。

選挙公報補完場所 白岡町役場、中央公民館、保健福祉総合センター（はびすしらおか）、老人福祉センター、コミュニティセンター、役場連絡所、白岡駅、新白岡駅、白岡郵便局、岡泉郵便局、大山郵便局、南彩農協日勝支店、南彩農協大山支店